

千葉県アレルギー疾患対策推進計画 (素案) について

令和5年8月1日(火)

令和5年度第1回千葉県アレルギー疾患医療連絡協議会

事項	項目	内容
第1	アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項	○アレルギー疾患のコントロールのために、 <u>アレルギー回避だけでなく、免疫寛容の誘導も考慮に入れた環境の改善を図る。</u>
第2	アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項	○アレルギー疾患に関する情報について <u>出生前から保護者等への普及啓発活動に取り組む。</u> ○ <u>外食・中食における食物アレルギー表示については、消費者の需要や誤食事故等の実態等に基づき、適切な情報提供に関する取組等を積極的に推進する。</u>
第3	アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項	○専門的な取組をより推進するため、医療従事者として、 <u>「歯科医師」「管理栄養士」</u> を明記する。 ○ <u>「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」</u> の検討結果に基づく医療提供体制を整備する。 ○ <u>都道府県拠点病院等</u> は適切な情報の提供、アレルギー疾患医療に関する専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成等の推進に協力する。

事項	項目	内容
第4	アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項	<p>○免疫アレルギー疾患の特性に注目した研究等を盛り込んだ「<u>免疫アレルギー疾患研究10か年戦略</u>」に基づくアレルギー疾患研究を推進する。</p> <p>○長期的な疾患管理を十分に行う等の観点から、<u>患者の視点に立った研究</u>を推進する。</p>
第5	その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項	<p>○国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又は<u>その家族</u>が就労を維持できるよう環境の整備等に関する施策について各事業者団体に対し、周知を図る。</p> <p>○地方公共団体は、<u>都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等</u>を通じて地域の実情を把握し、<u>都道府県拠点病院等を中心とした診療連携体制や情報提供等</u>、アレルギー疾患対策の施策を策定及び実施するよう努める。</p>

【方向性】

現在の取組を継続するとともに、
現状や基本指針も踏まえ、取組を充実・強化する。

第1章 計画の基本方針

第1・2節 趣旨・性格

- 「アレルギー疾患対策基本法（以下、「法」という。）」や「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」に基づき、これまでの取り組みや課題を整理し、本県のアレルギー疾患対策を総合的に推進する。
- アレルギー疾患対策基本法第13条に基づく都道府県計画

[参考] 法20条に規定する地方公共団体が行う基本的施策
知識の普及(14条)、生活環境の改善(15条)、専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成(16条)、医療機関の整備等(17条)、アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上(18条)

第3節 対象とするアレルギー疾患

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギー、その他政令で定めるもの

第4節 計画の期間

2024年4月から2029年3月まで（5年間）

・これまでの取組と成果

第2章 アレルギー疾患の現状と課題

第2節 アレルギー疾患に係る課題

1. 生活環境の改善による発症・重症化予防の必要性

- 生活する環境（自然環境、住居環境）、生活の仕方の管理等に影響される。
- アレルギーに曝露しないよう、アレルギー回避を基本とし、また免疫寛容の誘導も考慮に入れつつ生活環境改善を図ることの必要性。

2. 適切な情報提供の必要性

- インターネット等には膨大な情報があふれ、適切な情報選択が困難。
- 科学的知見に基づく治療から逸脱した情報選択による症状の再燃又は悪化の例がある。
- 長期間の管理が必要となることから、正しい情報を持ち、知識や情報を生かしていく必要性。

3. アレルギー疾患医療提供体制の整備

- 正確な診断に基づく、適切なアレルギー疾患診療連携体制の下で、適切な治療と管理が行われることが重要。
- 重症及び難治性のアレルギー疾患患者への連携した治療の必要性。

4. 専門的な知識・技能を有する医療従事者の育成

- 近年、科学的知見に基づく治療により症状コントロールが可能となっており、診療・管理ガイドラインに則った医療の更なる普及が望まれる。
- 医療従事者全体の知識や技能の向上を図る必要性。

5. 生活の質の向上のための支援

- 発症後に、症状のコントロールが不十分なために、休園、休学、退職等を余儀なくされることもある。
- アナフィラキシー等、突然症状が増悪することもある。
- 周囲の関係者がアレルギー疾患への理解を深め、適切に支援していく必要性。

第3章 施策の方向性(基本的施策)

第1節 アレルギー疾患に関する知識の普及、アレルギー疾患の発症・重症化予防

アレルギー疾患を有する者・家族に対するアレルギー疾患に関する適切な情報提供

- 千葉県アレルギー相談センターにおける助言等
- アレルギー疾患を有する者・家族等を対象とする研修会開催やウェブサイトの整備等を通じ、情報提供の充実
- 両親学級や乳幼児健診等における妊婦や保護者等への適切な情報提供
- 大気汚染の防止
- 森林の適正な整備
- 受動喫煙の防止
- アレルギー物質を含む食品に関する表示の充実
- 室内環境におけるアレルゲン対策

生活環境の改善

第2節 アレルギー疾患医療提供体制の確保

医療機関の整備等

- アレルギー疾患医療拠点病院の整備
- アレルギー疾患診療連携体制の整備
- 医師に対する最新のアレルギー疾患医療に係る情報提供
- 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士、その他の医療従事者への研修
- ウェブサイト等を通じたアレルギー疾患診療に係る医療機関情報の提供

専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成

医療機関情報の提供

第3節 アレルギー疾患を有する者・家族の生活の質の維持向上

アレルギー疾患に関する相談等に携わる職種の育成

- 保健師、助産師、管理栄養士等を対象とする研修
- 国等が開催する各種研修会の周知等

教育・保育施設、学校、社会福祉施設等におけるアレルギー疾患に対する取り組みの向上

- 職員に対する研修機会の確保等
- アレルギー疾患対策に係る各種ガイドラインを活用した体制整備の促進
- 給食施設への情報提供・助言

教育・保育施設、学校、社会福祉施設等における緊急時対応の確立

- アナフィラキシーを起こすおそれのある児童生徒等に関する学校生活管理指導表等の消防機関等との情報共有の推進
- 拠点病院と連携した、市町村関係課や教員委員会等への助言支援

災害時の対応

- 関連部署、関連団体等と連携した平時からの災害時に備えた備蓄等の推進
- 災害時に備えた啓発の推進

第4節 アレルギー疾患に係る調査・分析、研究等の成果を活用したアレルギー疾患施策の推進

第4章 推進方策

第1節 計画の推進体制・第2節 計画の進行管理

「千葉県アレルギー疾患医療連絡協議会」の意見を踏まえた対策の推進、進捗の確認等

第3節 計画推進に係る数値目標

項目（抜粋）	現状	目標値
アレルギー疾患を有する者やその家族等を対象とする研修会参加者の理解度		90%以上
病院・診療所を対象としたアレルギー疾患に関する研修会の開催回数		毎年度70医療機関以上
(学校給食における食物アレルギー対応)「エビペン®」の取扱いについての演習等を含む実践的な訓練の実施状況	78.1% (2016年度)	100%

要検討

千葉県アレルギー疾患対策推進計画の骨子（案）

第1章 計画の基本方針

第1・2節 趣旨・性格

- 「アレルギー疾患対策基本法（以下、「法」という。）」や「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針に基づき、本県のアレルギー疾患対策を総合的に推進してきたが、さらに取組を充実、強化する。」
- アレルギー疾患対策基本法第13条に基づく都道府県計画

第3節 対象とするアレルギー疾患

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギー、その他政令で定めるもの

第4節 計画の期間

2024年4月から2029年3月まで（5年間）

第5節 SDGsとの関係

第2章 アレルギー疾患に係る現状と課題

第2節 アレルギー疾患に係る課題

1. 適切な情報提供の必要性

- インターネット等には膨大な情報があふれ、適切な情報選択が困難。
- 科学的知見に基づく治療から逸脱した情報選択による症状の再燃又は悪化の例がある。
- 長期間の管理が必要となることから、正しい情報を持ち、知識や情報を生かしていく必要性。

2. 生活環境の改善による発症・重症化予防の必要性

- 生活する環境（自然環境、住居環境）、生活の仕方の管理等に影響される。
- アレルギーに曝露しないよう、アレルギー回避を基本とし、また免疫寛容の誘導も考慮に入れつつ生活環境改善を図ることの必要性。

3. アレルギー疾患医療提供体制の整備

- 正確な診断に基づく、適切なアレルギー疾患診療連携体制の下で、適切な治療と管理が行われることが重要。
- 重症及び難治性のアレルギー疾患患者への連携した治療の必要性。

4. 専門的な知識・技能を有する医療従事者の育成

- 近年、科学的知見に基づく治療により症状コントロールが可能となっており、診療・管理ガイドラインに則った医療の更なる普及が望まれる。
- 医療従事者全体の知識や技能の向上を図る必要性。

5. 生活の質の維持向上のための支援

- 発症後に、症状のコントロールが不十分なために、休園、休学、休職等を余儀なくされることもある。
- アナフィラキシー等、突然症状が増悪することもある。
- 周囲の関係者がアレルギー疾患への理解を深め、適切に支援していく必要性。

第3章 施策の方向性(基本的施策)

第1節 アレルギー疾患に関する知識の普及、アレルギー疾患の発症・重症化予防

アレルギー疾患を有する者・家族に対するアレルギー疾患に関する適切な情報提供

生活環境の改善

- 千葉県アレルギー相談センターにおける助言等
- アレルギー疾患を有する者・家族等を対象とする研修会開催やウェブサイトの更なる充実
- 両親学級や乳幼児健診等における妊婦や保護者等への適切な情報提供
- 大気汚染の防止
- 森林の適正な整備
- 受動喫煙の防止
- アレルギー物質を含む食品に関する表示の充実
- 室内環境におけるアレルゲン対策

第2節 アレルギー疾患医療提供体制の確保

医療機関の整備等

専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成

医療機関情報の提供

- アレルギー疾患医療拠点病院、地域基幹病院の整備
- アレルギー疾患診療連携体制の整備
- 医師に対する最新のアレルギー疾患医療に係る情報提供
- 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士、その他の医療従事者への研修
- ウェブサイト等を通じたアレルギー疾患診療に係る医療機関情報の提供

第3節 アレルギー疾患を有する者・家族の生活の質の維持向上

アレルギー疾患に関する相談等に携わる職種の育成

教育・保育施設、学校、社会福祉施設等におけるアレルギー疾患に対する取り組みの向上

教育・保育施設、学校、社会福祉施設等における緊急時対応の確立

災害時の対応

- 保健師、助産師、管理栄養士等を対象とする研修
- 国等が開催する各種研修会の周知等
- 職員に対する研修機会の確保等
- アレルギー疾患対策に係る各種ガイドラインを活用した体制整備の促進
- 給食施設への情報提供・助言
- アナフィラキシーを起こすおそれのある児童生徒等に関する学校生活管理指導表等の消防機関等との情報共有の推進
- 拠点病院と連携した、市町村関係課や教員委員会等への助言支援
- 関連部署、関連団体等と連携した平時からの災害時に備えた備蓄等の推進
- 災害時に備えた啓発の推進

第4節 アレルギー疾患に係る調査・分析、研究等の成果を活用したアレルギー疾患施策の推進

第4章 推進方策

第1節 計画の推進体制・第2節 計画の進行管理

「千葉県アレルギー疾患医療連絡協議会」の意見を踏まえた対策の推進、進捗の確認等

第3節 計画推進に係る数値目標

項目（抜粋）	現状	目標値
アレルギー疾患を有する者やその家族等を対象とする研修会参加者の理解度		90%以上
病院・診療所を対象としたアレルギー疾患に関する啓発活動の実施状況		毎年度70医療機関以上
（学校給食における食物アレルギー対応）「エビペン®」の取扱いについての演習等を含む実践的な訓練の実施状況	78.1% (2016年度)	100%

要検討

【改定】千葉県アレルギー疾患対策推進計画（素案）

第2章 第1節 アレルギー疾患に係る現状

項目	データ	出典	
	アレルギー疾患の患者推計数	※出典の変更（算出方法変更により経年的な比較が困難） 患者調査（厚生労働省）→ 国民生活基礎調査（厚生労働省）	
	ぜん息死の状況	人口動態統計（厚生労働省）を基に作成	
適切な情報提供の必要性	アレルギー疾患に係る受療状況	※調査予定 医療に関する県民意識調査	
	アレルギー疾患に伴う日常生活への影響等	※調査中 インターネットアンケート調査	
	千葉県アレルギー相談センターに寄せられる相談	令和4年度千葉県アレルギー相談センター相談実績	
生活環境の改善による発症・重症化予防の必要性	生活環境	自動車排出ガス測定局における浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質の環境基準達成率	2022（令和4）年版千葉県環境白書
		花粉の飛散が少ないスギ・ヒノキの苗の植栽実施面積	実施実績を基に作成
		受動喫煙の機会を有する者の割合	生活習慣に関するアンケート調査
		室内環境等に関する相談状況	令和4年度千葉県アレルギー相談センター相談実績
アレルギー疾患医療提供体制の整備	医療連携、診療状況、医療従事者の人材育成状況等	令和3年度地域基幹病院アンケート調査（拠点病院）	
専門的な知識・技術を有する医療従事者の育成			
生活の質の維持向上のための支援	県内未就学児（保育所・幼稚園）における食物アレルギーの状況 保育所、幼稚園、認定こども園におけるアレルギー疾患を有する未就学児の状況		平成27年度未就学児（保育所、幼稚園）及び学校（児童、生徒）における食物アレルギーに関する調査（千葉県医師会） → 未就学児のエピペン®持参状況等及び気管支ぜん息の状況に関する調査（千葉県教育委員会）
	公立学校におけるアレルギー疾患を有する児童・生徒の状況		千葉県公立学校児童生徒定期健康診断等結果（千葉県教育委員会）
	公立学校における食物アレルギー対応実施状況		令和3年度学校でのアレルギー疾患への対応に関する調査（千葉県教育委員会）
	学童保育施設における食物アレルギー対応実施状況		令和2年度千葉県内の児童保育施設における食物アレルギー対応についての実態調査（拠点病院）

第2章 第2節アレルギー疾患に係る課題

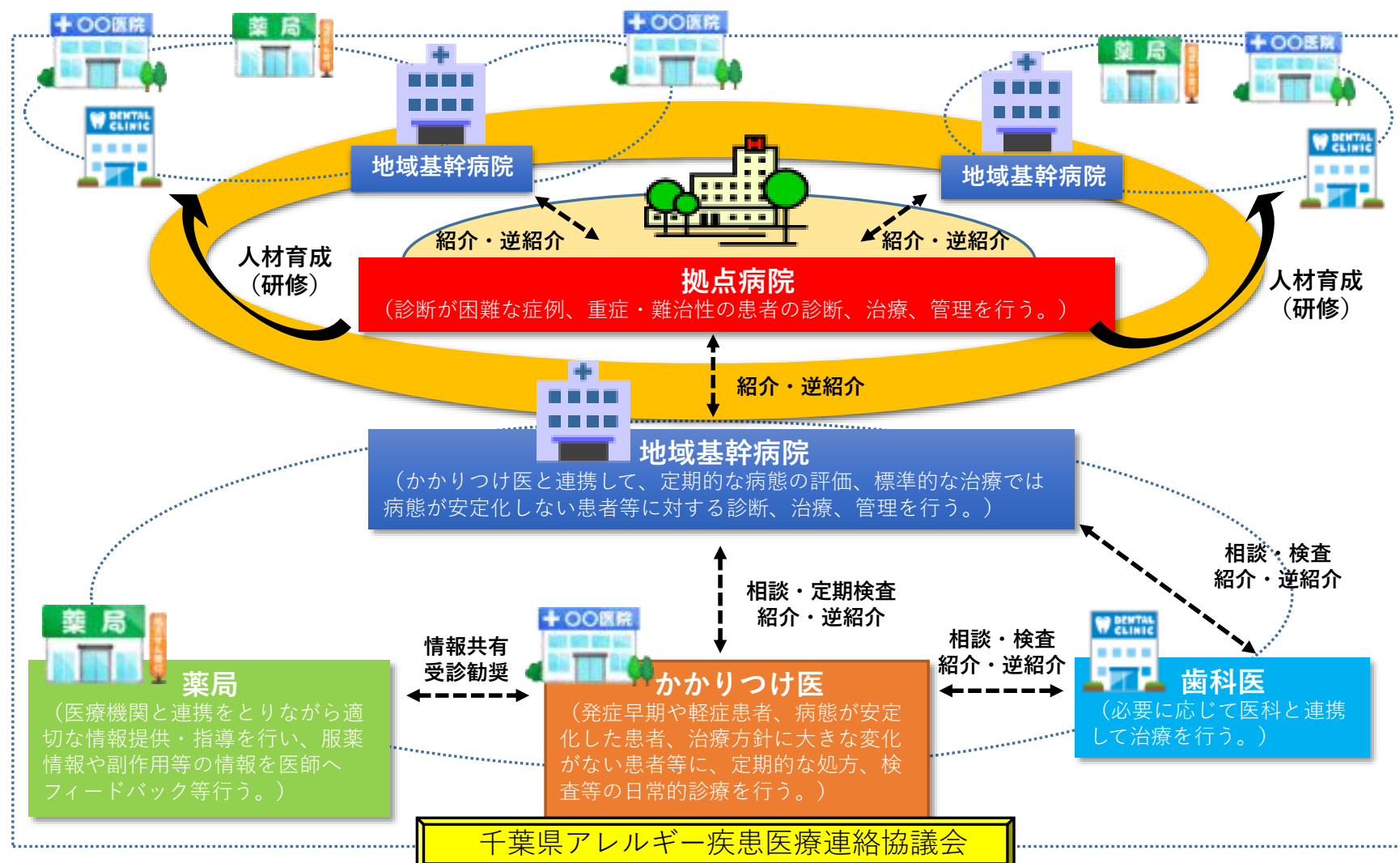
	項目	内容
1	適切な情報提供の必要性	<p>インターネット等にはアレルギー疾患の原因やその予防法、症状の軽減に関する膨大な情報があふれており、この中から、適切な情報を選択することは困難となっています。</p> <p>また、<u>適切な情報が得られず、若しくは科学的知見に基づく治療から逸脱した情報を選択したがゆえに、症状が再燃又は増悪する例が指摘されています。</u></p> <p><u>アレルギー疾患を有する者やその家族、妊婦や乳幼児の保護者等が正しい知識を持ち、その知識や情報を生かしていくことができるよう適切な情報提供が必要です。</u></p>
2	生活環境の改善による発症・重症化予防の必要性	<p>アレルギー疾患は、アレルゲンの曝露の量や頻度等の増減によって症状の程度に変化が生じるという特徴を有するため、アレルギー疾患を有する者の生活する環境、すなわち周囲の自然環境及び住居内の環境、そこでの生活の仕方並びに周囲の者の理解に基づく環境の管理等に大きく影響されます。</p> <p>したがって、アレルギー疾患の発症や重症化を予防し、その症状を軽減するためには、アレルゲン<u>回避を基本とし、また免疫寛容の誘導も考慮に入れつつ、アレルギー疾患を有する者を取り巻く環境の改善を図ることが重要です。</u></p>
3	アレルギー疾患医療提供体制の整備	<p>(略)</p> <p>アレルギー疾患医療の拠点となる医療機関を選定し、診療連携体制を整備していくことが求められています。</p> <p><u>アレルギー疾患医療は診療科が多岐にわたることや、専門的な知識及び技能を有する医師が偏在していること等から地域間格差が見られることが指摘されており、県では、拠点病院の整備、地域基幹病院の選定等によるアレルギー疾患医療提供体制の確保を進めてまいりました。これまで構築したネットワークを活かし、拠点病院、地域基幹病院、かかりつけ医、歯科医、薬局の診療連携体制をさらに強化していく必要があります。</u></p>

	項目	内容
4	専門的な知識・技能を有する医療従事者の育成	<p>近年、医療の進歩に伴い、科学的知見に基づく医療を受けることにより症状のコントロールがおおむね可能となっていることから、診療・管理ガイドラインに則った医療のさらなる普及が望まれています。</p> <p>また、居住する地域や年代に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療の専門的な知識及び技能を有する医師、<u>歯科医師</u>、<u>薬剤師</u>、<u>看護師</u>、<u>臨床検査技師</u>、<u>管理栄養士</u>等、アレルギー疾患医療に携わる医療従事者全体の知識や技能の向上を図る必要があります。</p>
5	生活の質の維持向上のための支援	<p>アレルギー疾患を有する者は、多くのアレルギー疾患以外の慢性疾患を有する者と同様に、発症後に、症状のコントロールが不十分なために、休園、休学、退職等を余儀なくされ、時には成長の各段階で過ごす学校や職場等において、適切な理解、支援が得られず、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがあります。</p> <p>また、アレルギー疾患の中には、アナフィラキシーなど、突然症状が増悪する例もあります。アレルギー疾患を有する者が、平時からの自己管理のもと、安心して暮らしていくために、周囲の関係者がアレルギー疾患の理解を深め、適切に支援していく必要があります。</p>

第3章 第1節 アレルギー疾患に関する知識の普及、アレルギー疾患の発症・重症化予防

	項目	追加内容
1	アレルギー疾患を有する者・家族に対するアレルギー疾患に関する適切な情報の提供	<ul style="list-style-type: none">・ピアサポートによる電話相談（拠点病院）・「アレルギー疾患情報サイト」における情報提供（拠点病院）・「市町村保健センター等で実施する<u>両親学級</u>や乳幼児健康診査等母子保健事業において、<u>妊婦</u>や乳幼児の保護者等に対する適切な保健指導や医療機関への受診勧奨等、適切な情報提供が実施されるよう、研修会等での情報提供に努め、市町村を支援していきます。」

本県におけるアレルギー疾患の医療提供体制について (イメージ図)



地域におけるアレルギー疾患対策の実情を継続的に把握し、診療連携体制、情報提供、人材育成等の施策の企画、立案や実施等、アレルギー疾患対策の推進を図る。

	項目	追加内容
1	医療機関の整備等	地域基幹病院の整備
2	専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成	※対象となる医療従事者の職種を具体的に記載 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士、その他医療従事者

第3節 アレルギー疾患を有する者・家族の生活の質の維持向上

	項目	追加・変更内容
1	アレルギー疾患に関する相談等に携わる職種の育成	研修会の開催や <u>助言等</u> を行っていきます。
2	教育・保育施設、学校、 <u>社会福祉施設</u> 等におけるアレルギー疾患に対する取り組みの向上	職員等が食物アレルギー等について正しい知識を習得し、平時からのアレルギー疾患対応や <u>事故防止</u> 、緊急時に備えた体制の確立を図るため、研修会の開催や <u>各関係機関を通じた研修会参加の呼びかけ</u> 等を行っていきます。

事故防止を追加し、以下内容も含める
 ・職員等が、食物アレルギーに関する身近な日常生活上で起こりうる事故及びそれに至る可能性のあった事例を共有し、事故防止の必要性や重要性の認識を深めるため、研修会等を通して「食物アレルギーの誤食&ひやりはっと集」を広く周知していきます。

目標値（案）

1 アレルギー疾患に関する知識の普及、アレルギー疾患の発症・重症化予防

項目	現状	目標 (2028年度)
千葉県アレルギー相談センターホームページのアクセス件数	18,733件 (2022年度)	増加
アレルギー疾患を有する者やその家族等を対象とする研修会参加者の理解度	98% (2022年度)	90%以上
受動喫煙の機会を有する者の割合の減少	行政機関：2.1% 医療機関：3.7% 職場：19.5% 家庭：5.0% 飲食店：16.0% (2021年度)	(望まない受動喫煙のない社会の実現) ※他計画との整合性を図る

2 アレルギー疾患医療提供体制の確保

項目	現状	目標 (2028年度)
「アレルギー疾患医療拠点病院」の整備	1 か所 (2022年度)	維持
病院・診療所を対象としたアレルギー疾患に関する講習会への参加機関数	71 医療機関/ 年度 (2022年度)	毎年度 100 医療機関以上

3 アレルギー疾患を有する者・家族の生活の質の維持向上

(1) 拠点病院が行う人材育成

項目	現状	目標 (2028年度)
(変更) 研修を行う他、地域や施設の実態に合わせた指導や助言、ウェブを活用した情報提供等、取組を拡充していくことを考慮し変更 アレルギー疾患に関する相談等に携わる職種への研修会等の取組	取組数 4 / 年度 (2022年度)	取組数 4 以上 / 年度
	オンデマンド2、ウェブ、市町村指導	
(変更) 教育・保育・学校・社会福祉施設等へのアレルギー疾患対策に係る研修会等の取組	取組数 5 / 年度 (2022年度)	取組数 5 以上 / 年度
	オンデマンド2、ウェブ、メール相談、養護教諭対象研修	

※現状値については学校給食実施校のみの結果

(2) 学校におけるアレルギー対応

項目	現状	目標 (2028年度)
提出された学校生活管理指導表に基づく個別の取組プランの作成状況	89.0%※ (2021年度)	100%
緊急時対応マニュアルの整備状況	99.5%※ (2021年度)	100%
(変更) 緊急時の対応について演習等を含む実践的な訓練の実施状況 (学校に「エピペン®」を処方されている児童生徒がいる場合は、「エピペン®」の取扱いを含む)	81.9%※ (2021年度)	100%
エピペン®を持参していない児童・生徒への対応も重要であることから変更		

4 アレルギー疾患に係る調査・分析、研究等の成果を活用したアレルギー疾患施策の推進

項目	現状	目標 (2028年度)
(変更) アレルギー疾患の実情や対策に係る調査の取組	2件／年度 (2022年度)	2件／年度

調査により、経年的に取組むものも想定されることから変更